

## 外国人支援ボランティアバンク制度要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、地域住民と外国人の相互理解、国際交流を促進し、多文化共生社会の実現に寄与することを目的に、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）が設置し、福岡市内で生活または活動する外国人へ支援を行う「外国人支援ボランティアバンク制度」（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）自治協議会等

福岡市内の自治協議会（福岡市自治協議会に関する要綱第4条により登録された自治協議会）及び自治協議会を構成する次に掲げる団体（イからケまでに掲げる団体にあつては、小学校区（以下「校区」という。）内に組織されているものに限る）を含む各種団体をいう。

ア 校区内の自治会・町内会

イ 校区交通安全推進委員会

ウ 校区体育振興会

エ 校区男女共同参画協議会

オ 校区青少年育成連合会

カ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議

キ 校区献血推進協力会

ク 校区衛生連合会

ケ 校区自主防災組織

#### （2）外国人

福岡市内で生活する外国人または来日間もない外国人のうち、日本語による会話や文書の読解が困難なため、通訳・翻訳なしには十分な意思疎通を図ることができない外国人をいう。

#### （3）地域

福岡市内の自治協議会等の区域をいう。

#### （4）地域活動

地域住民と福岡市内で生活または活動する外国人の相互理解、国際交流に関する事業をいう。

#### （5）個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### （活動の種類・内容）

第3条 本制度におけるボランティア活動の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。

#### （1）通訳・翻訳

ア 日本語から外国語又は外国語から日本語への通訳・翻訳を行う。

イ 学校等からの配布物やその他郵便物等の簡単な翻訳・通訳及び日常生活の相談（以下「チューター制度」という。）を行う。活動期間は原則として4か月間とし、利用申請者の申請に応じて財団が適当と認める者に活動を依頼する。

ウ 福岡市及び財団が実施する事業等の情報発信（以下「情報発信」という。）を行う。活動期間は原則として6か月間とし、財団が適当と認める者に活動を依頼する。

#### （2）交流支援

公民館等における地域住民と外国人の交流、外国人支援に関する事業等の企画・運営を支援する。

#### （3）災害時外国人支援

災害時における情報の収集及び福岡市災害時外国人情報支援センター等からの外国人への情報

伝達並びに防災力向上に関する活動の簡単な通訳・翻訳を行う。

(4) ホストファミリー

在福・来福の外国人(以下「ゲスト」という。)を家庭に招待し、宿泊・食事を共にする「ホームステイ」又は宿泊を伴わない「ホームビジット」を通じて、外国人に日本の文化、生活習慣等への理解や交流を深める機会を提供するとともに、互いの国の文化や習慣を共に学び合いながら理解と友情を育てる。

(活動の範囲及び期間)

第4条 本制度におけるボランティア活動の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 通訳・翻訳

- ア 自治協議会等が主催する地域活動
- イ 地域を対象に福岡市が主催する地域活動
- ウ 福岡市および福岡市の公益団体等からの依頼事業であって財団が適当と認めるもの
- エ チューター制度に関する活動
- オ 情報発信に関する活動
- カ 財団が主催・共催する事業

(2) 交流支援

- ア 自治協議会等が主催する地域活動
- イ 地域を対象に福岡市が主催する地域活動
- ウ 福岡市及び福岡市の公益団体等からの依頼事業であって財団が適当と認めるもの
- エ 財団が主催・共催する事業

(3) 災害時外国人支援

- ア 福岡市災害時外国人情報支援センター等への協力
- イ 自治協議会等及び福岡市が外国人を対象に実施する防災力向上事業

(4) ホストファミリー

- ア ホームステイ  
交流期間は原則として1週間以内とする。ただし、ホストファミリーの意向があれば1週間以上のホームステイを紹介する。その際、財団は当初の紹介のみを行い、具体的な条件はゲストとホストファミリーが協議して決定するものとする。
- イ ホームビジット  
交流期間は原則として3か月以内とする。

(登録資格)

第5条 本制度に登録できる者は、本制度の趣旨を理解する者であって、人権を尊重し、ボランティア活動の種類に応じて定める以下の要件を満たす者とする。

(1) 通訳・翻訳、交流支援、災害時外国人支援

- ア 福岡都市圏に在住する18歳以上の人
- イ 日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を有する人
- ウ ボランティアとしての活動時間を有する人

(2) ホストファミリー

- ア 福岡都市圏に在住する20歳以上の人で、ホームステイ・ホームビジットの目的に賛同し、好意で外国人を受け入れられる家族であること
- イ 家族全員が受入れに賛同していること
- ウ 必要に応じて送迎に協力できること

(登録の手続き)

第6条 本制度への登録を希望する者は、外国人支援ボランティアバンク登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、財団に提出するものとする。

2 財団は、申請書の内容を審査し、登録を決定したときは、外国人支援ボランティア登録通知書(様式第2号)により登録申請者に通知するとともに、登録を認めた者を本制度のボランティアとして登録し、登録証を交付する。

3 災害時外国人支援活動の登録者については、災害時対応等に関する研修を受講するものとする。

4 登録は、複数のボランティア活動の種類について行うことを可能とする。

(登録期間・更新)

第7条 登録期間は、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。なお、期間途中で登録した場合の登録期間は、その残りの期間とする。

- 2 登録期間満了後、更新希望者は、改めて登録申請手続きを行うものとする。
- 3 登録期間中、住所等登録内容に変更があった場合は、速やかに財団に連絡する。

(登録の取消)

第8条 次のいずれかの場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき
- (2) 登録辞退の申し出があったとき
- (3) ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき
- (4) 財団が依頼する活動を行うことが明らかに困難であると認められる遠隔地（福岡都市圏外等）に転居したとき

(利用対象者の要件)

第9条 登録ボランティアの活動の利用を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当し、財団が認めるものとする。

- (1) 通訳・翻訳、交流支援、災害時外国人支援
  - ア 福岡市又は福岡市の外郭団体
  - イ 自治協議会等において営利又は宗教活動を目的としない国際交流事業等に携わっている団体
  - ウ 福岡市において営利又は宗教活動を目的としない国際交流事業等に携わっている団体
  - エ チューター制度については、福岡市に居住する外国人
  - オ その他、財団が必要と認めるもの
- (2) ホストファミリー
  - ア 日本国内に身元保証のできる団体(以下「申請責任団体」という。)を有する外国人
  - イ 福岡都市圏の大学、短期大学、又は語学学校等に在籍する留学生であることの証明ができる外国人
  - ウ ア及びイの利用対象者のうち、ホームステイ又はホームビジット中に下記の活動を行おうとする者については、対象としない。
    - A) 営利を目的とするもの
    - B) 政治又は宗教に関するもの
    - C) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
    - D) 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの

(利用の申請)

第10条 登録ボランティアの活動の利用を希望する者は、財団に次のとおり申請するものとする。

- (1) 通訳・翻訳、交流支援、災害時外国人支援
  - ア 利用を希望する者は、原則として希望日の2週間前までに外国人支援ボランティア活動利用申請書(様式第3号)により財団に申請しなければならない。ただし、災害発生時の災害時外国人支援の申請については、この限りでない。
  - イ チューター制度の利用を希望する者は、財団が定める受付期間に在留カードの写しを添付し、チューター制度利用申請書(様式第4号)により財団に申請しなければならない。
  - ウ 自治協議会等については代表者名、福岡市については所属長名(公民館は館長名)、その他の団体は代表者名で申請するものとする。
- (2) ホームステイ  
利用を希望する者は、原則として希望日の3週間前までに申請責任団体の依頼文及び利用希望者の身分証明書(在留カード、学生証等)の写しを添付し、ホームステイ利用申請書(様式第5号)により財団に申請しなければならない。
- (3) ホームビジット  
利用を希望する者は、原則として希望日の3週間前までに利用希望者の身分証明書(在留カード、学生証等)の写しを添付し、ホームビジット利用申請書(様式第6号)により財団に申請しなければなら

らない。

(利用申請の審査・活動依頼)

第11条 財団は、前条の規定による利用申請書(以下「申請書」という。)の内容を審査し、申請書を基に選考した登録ボランティアと協議・調整のうえ、活動受諾の意思確認を行った後、外国人支援ボランティア活動依頼書(様式第7号)により活動ボランティアに通知するものとする。

(紹介の通知)

第12条 財団は、前条により依頼を決定したときは、外国人支援ボランティア紹介通知書(様式8号)により利用申請者に通知するものとする。

2 財団は、活動ボランティアの紹介が不可能な場合はその旨を利用申請者に通知するものとする。

(利用申請者の責務等)

第13条 利用申請者は、活動ボランティアに対し下記の事項を行うものとする。

(1) 通訳・翻訳、交流支援、災害時外国人支援

ア 利用申請者は、活動ボランティアに対し活動内容等について事前説明を行うものとする。また、活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに活動ボランティア及び財団に連絡するものとする。

イ 利用申請者は、外国人支援ボランティア紹介通知後に、活動ボランティアの不要又は活動ボランティア数の減少が生じた場合は、活動日又は翻訳提出日の1週間前までに財団に連絡しなければならない。ただし、災害発生時の災害時外国人支援については、この限りでない。

ウ チューター制度については、利用申請者、活動ボランティア、財団の三者で対面した後、活動を開始する。

(2) ホストファミリー

ア ホストファミリーとの対面前における利用申請者への連絡等は、原則として財団が行う。

イ ホストファミリーと利用申請者は、原則として財団が設定する場で対面した後、双方合意の上で交流を開始する。

(活動報告)

第14条 利用申請者及び活動ボランティアの活動報告は、下記のとおりとする。

(1) 利用申請者

活動終了後、外国人支援ボランティア活動実施報告書(様式第9号)により、活動が終了した日から起算して1週間以内に財団に報告しなければならない。ただし、チューター制度、情報発信、ホストファミリーについては、この限りでない。

(2) 活動ボランティア

ア 活動終了後、活動報告書(様式第10号)により、活動が終了した日から起算して1週間以内に財団に報告しなければならない。ただし、ホストファミリーについては、この限りでない。

イ チューター制度の活動期間中は、1か月ごとにチューター制度活動報告書(様式第11号)を作成し、翌月5日までに財団に報告しなければならない。

ウ 情報発信の活動期間中は、3か月ごとに情報発信活動報告書(様式第12号)を作成し、翌月5日までに財団に報告しなければならない。

(利用の制限)

第15条 通訳に係るボランティア活動の時間は、原則として1回につき最大2時間とする。

(報酬及び活動経費の負担)

第16条 ボランティア登録に係る経費は、無料とする

2 登録ボランティアの活動に関する報酬及び活動経費の負担は、下記のとおりとする。

(1) 報酬

本制度登録ボランティアの活動は、無報酬とする。

(2) 通訳・翻訳、交流支援、災害時外国人支援の活動経費

ア 本制度の活動に係る交通費や通信費、消耗品費等の実費相当額は、1人1回あたり2,300

円(税込み)とする。この活動経費は、原則として利用申請者が負担するものとする。ただし、財団が負担すべきと判断する場合は、この限りでない。

イ チューター制度の活動に係る実費相当額は、1人1月あたり1,000円(税込み)とする。この活動経費は、利用申請者及び財団が折半により負担し、4か月の活動終了後に支払うものとする。

ウ 情報発信の活動に係る実費相当額は、1人1月あたり1,000円(税込み)とする。この活動経費は、財団が負担し、6か月の活動終了後に支払うものとする。

### (3) ホストファミリーの活動経費

ホストファミリーと利用申請者との交流に係る経費は、原則として双方の個人負担とする。ただし、受入れに伴う基本的な費用(家庭での食事、宿泊、もてなしの茶菓程度)はホストファミリーの負担とする。訪問・滞在に伴う交通費、通信その他の個人的費用はゲストの負担とする。

### (ボランティア活動に係る保険)

第17条 財団は、本制度登録ボランティアの活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入し、その費用を負担するものとする。

### (事故の際の責任)

第18条 本制度を利用して行われた登録ボランティアの活動について、財団は責任を負わないものとする。

2 登録ボランティアが活動中に事故等によって被った損害については、第17条の保険より支払われる金額を補償の限度とする。

3 利用申請者が、活動ボランティアによる依頼事項の不履行等により被った損害について、財団はその責任を負わない。

### (個人情報の保護)

第19条 登録ボランティアは、活動によって知り得た個人情報を目的外に使用し、又は他人に知らせてはいけない。

### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は別途定める。

### (附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。